

ヘルパーステーションおひさま

指定居宅介護・重度訪問介護事業 運営規定

（事業の目的）

第1条 株式会社おひさまが開設するヘルパーステーションおひさま（以下「事業所」という。）が行う居宅介護・重度訪問介護の事業（以下「居宅介護等事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「居宅介護員等」という。）が、障害者（児）（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の居宅介護員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
2. 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 3. 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 4. 事業の実施にあたっては、前三項の他、関係法令等を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一. 名 称 ヘルパーステーションおひさま
- 二. 所在地 福島県福島市丸子字富塚18番地の4

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一. 管理者兼居宅介護員 1名（常勤）

管理者は、事業所の居宅介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の居宅介護員等に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- 二. サービス提供責任者兼居宅介護員 1名以上（常勤）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護、重度訪問介護の利用者の申込みに係る調整、居宅介護員等に対する技術指導、居宅介護等計画の作成等を行う。

三. 居宅介護員等 3名以上

居宅介護員等は、利用者の居宅介護、重度訪問介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間、サービスの提供)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一. 営業日 365日

二. 営業時間 午前8時から午後6時までとする。

ただし、必要に応じて早朝、夜間又は深夜についても対応する。

三. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護等の内容)

第6条 提供内容は、次のとおりとする。

一. 居宅介護計画の作成

二. 身体介護に関する内容

①食事の介護

②排泄の介護

③衣類着脱の介護

④入浴の介護

⑤身体の清拭、洗髪

⑥通院等の介助 (三. の事業として実施する通院等の介助を除く。)

⑦その他必要な身体の介護

三. 通院等のための乗車又は降車の介助

四. 家事援助に関する内容

①調理

②衣類の洗濯、補修

③住居等の清掃、整理整頓

④生活必需品の買い物

⑤関係機関との連絡

⑥その他必要な家事

五. 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を有する利用者に対する入浴、排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する助言その他の生活全般にわたる援助

(支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等)

第7条 事業所は、指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下、支給決定障害者等)という。)から、市町村が定め

る負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2. 事業所は、法定代理受領を行わない指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。
3. 事業所は、前二項の支払いを受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護及び指定重度訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の実費の支払いを利用者から徴収することができる。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収することができる。

通常の事業の実施地域かの境界から 1 kmにつき 15 円

4. 事業所は、前三項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。
5. 事業所は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等に同意を得るものとする。

(事業の主たる対象者)

第8条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

一. 居宅介護

- ① 身体障害者、
- ② 知的障害者
- ③ 障害児（身体に障害のある児童・知的障害のある児童）
- ④ 精神障害者

二. 重度訪問介護

- ① 身体障害者
- ② 障害児（身体に障害のある児童のみ）

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、福島市、伊達市の地域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 居宅介護員等は、指定居宅介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労

働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2. 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 12 条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止のため、次の措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する等を記載する。

- 一. 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- 二. 成年後見制度の利用支援
- 三. 苦情解決体制の整備
- 四. 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(利益供与等の禁止)

第 13 条 他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して当該事業所を紹介することの対賞として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

2. 他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者を紹介することの対賞として、金品その他の財産上の利益を収受しないものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 14 条 事業所は、居宅介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制整備する。

- 一. 採用時研修 採用後 1 カ月以内
 - 二. 継続研修 月 1 回
2. 居宅介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 3. 居宅介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、居宅介護員等との雇用契約の内容とする。
 4. 事業所は、居宅介護員等、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存しなければならない。
 5. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社おひさまと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成19年10月 2日から施行する。

この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。

この規則は、令和 8年 6月17日から施行する。